

平成31年2月定例会 総務委員会（事前）

平成31年2月7日（木）

〔委員会の概要 政策創造部関係〕

喜多委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時27分）

これより、政策創造部関係の調査を行います。

この際、政策創造部関係の2月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしく申し上げます。

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第1号 平成31年度徳島県一般会計予算
- 議案第3号 平成31年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算
- 議案第10号 平成31年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算
- 議案第29号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第63号 公平委員会の事務の受託に関する協議について

【報告事項】

- 「徳島県過疎地域自立促進計画（平成31年度版）」（案）について（資料1，2）
- 「徳島県過疎対策研究会」の設置について（資料3）
- 徳島県の統計調査の概要について（資料4）

山本政策創造部長

2月定例会に提出を予定いたしております政策創造部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元に御配付の総務委員会説明資料の1ページをお開きください。

1ページから3ページにかけて、平成31年度政策創造部主要施策の概要について記載いたしておりますが、その主なものについて御説明いたします。

1、「新たな総合計画」の策定及び推進では、新しい県政運営の指針となる新たな総合計画を策定し、着実な推進を図ってまいります。

2、真の分権型社会の実現と広域行政の着実な推進では、関西広域連合におきまして、本県が事務局を担う広域医療など7分野の広域事務への取組をはじめ、新たな広域課題に挑戦する、戦略的な広域行政を展開してまいります。

2ページをお開きください。

7、高等教育機関との連携強化では、大学等と連携し、地域の課題解決や活性化に取り組むとともに、大学生等の県内就職の促進及び産業人材の確保による雇用創出を図るた

め、奨学金の返還を支援してまいります。

9、地方創生の推進では、総合戦略5か年の総仕上げの年として、全庁挙げて、vs東京「とくしま回帰」総合戦略に盛り込んだ具体的な実践策を着実に推進してまいります。

3ページを御覧ください。

11、移住交流の推進では、「とくしま回帰」の更なる加速に向け、若者の定着・Uターンの促進や移住相談体制の機能強化など、多様化する移住希望者のニーズに対応し、移住・交流の促進を図ってまいります。

12、過疎地域等の振興では、地域の実情に応じた過疎対策事業の円滑な推進に努めるとともに、地域資源を活用した新しい事業の創出や外国人材の活躍の場づくりなど、集落再生の取組を支援してまいります。

続きまして、4ページをお開きください。

平成31年度一般会計・特別会計予算案でございます。

来年度当初予算案につきましては、骨格予算として編成し、年度当初からの執行が必要な事業を計上いたしております。

まず、一般会計の総額は総括表一番下の計欄、左から2列目に記載のとおり72億3,322万1,000円を計上いたしており、前年度当初予算に対して125.4%となっております。

5ページを御覧ください。

特別会計でございますが、総合政策課所管の徳島ビル管理事業特別会計及び市町村課所管の市町村振興資金貸付金特別会計を合わせ、計欄に記載のとおり23億9,682万円を計上いたしており、前年度当初予算に対して95.7%となっております。

次に、6ページをお開きください。

ここからは、課別の主要事項についてでございます。

まず、総合政策課でございます。

上から1段目の企画総務費につきましては、摘要欄②のアに記載の地域経済循環創造事業をはじめ、重要政策課題に係る企画・調整並びに南部・西部両圏域における地域振興の推進に要する経費等を計上いたしております。

次にその下、計画調査費の摘要欄②のア、四国の右下インバウンド誘客推進事業では、海外プロモーションの強化や外国人材の活用、DMO・四国の右下観光局を核とした広域観光の本格展開などに取り組む経費として2,500万円を計上いたしております。

その下のイ、「桃源郷にし阿波」魅力発信事業では、世界水準DMOに向けた「その郷」体制強化の支援や戦略的なインバウンドプロモーションを実施するための経費として2,483万円を計上いたしております。

総合政策課の予算総額は7ページにまたがりませんが、合計欄に記載のとおり8億4,789万9,000円となっております。

その下の徳島ビル管理事業特別会計でございますが、記載のとおり、予算総額6,905万4,000円となっております。

8ページをお開きください。

広域行政課でございます。

上から2段目の計画調査費の摘要欄③のア、地方大学・地域産業創生事業では、国の地方大学・地域産業創生交付金を活用し、本県の強みである光応用専門人材の育成及び光関

連産業の振興を推進する経費として13億7,000万円を計上しております。

そのほか、広域行政の推進に要する経費を含めまして、予算総額は計欄、15億5,027万6,000円となっております。

9ページを御覧ください。

統計データ課でございます。

上から3段目の委託統計調査費では、摘要欄②経済センサス調査費、③農林業センサス調査費として、それぞれ5年に一度実施されます、国の基幹統計に係る所要経費を計上いたしております。財源は、全額国費となっております。

続きまして、一段下の県民経済基本調査費の摘要欄②のア、産学官連携による「EBPMモデル研究」事業では、データに基づく政策立案、いわゆるEBPMを推進するための経費として1,000万円を計上いたしております。

そのほか、各種統計調査を実施する経費を含めまして、予算総額は4億309万6,000円となっております。

10ページをお開きください。

上段が、東京本部でございます。

上から3段目の企画総務費の摘要欄①のア、首都圏から世界へ！とくしま魅力拡散事業では、首都圏において徳島ファンを獲得するため、阿波おどり講座や徳島ツアーを実施する経費として210万円を計上いたしており、予算総額は2億826万4,000円となっております。

続きまして、大阪本部でございます。

上から1段目の企画総務費の摘要欄①のア、関西発とくしま回帰・誘客促進事業として、徳島が誇る魅力に関西で発信し誘客促進を図るため、イベントへの出展及び訪日外国人を対象としたプロモーションの実施経費258万円をはじめ、予算総額は2億1,007万9,000円となっております。

11ページを御覧ください。

県立総合大学校本部でございます。

上段の企画総務費の摘要欄②のア、「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業では、奨学金の貸与を受けた学生に対する奨学金返還支援制度の対象を、新たに短期大学生、専修学校生まで拡充する経費を含め、総額2億2,334万円を計上いたしております。

また、その下、計画調査費の摘要欄①のア、留学生県内定着促進事業では、外国人留学生の県内定着を促進するため、産学官が連携し、受入拡大や支援体制を構築する経費として575万円を計上いたしており、そのほか、生涯学習の推進や高等教育機関との連携に係る経費を含め、予算総額は、3億274万7,000円となっております。

12ページをお開きください。

12ページから14ページにかけましては、地方創生局の予算でございます。

上から3段目の企画総務費の摘要欄②のイ、外国人材による地域おこし活動推進事業では、本県独自の外国人材の積極的活用策として、外国語指導助手、国際交流員など国内生活を経験し、地域での実践活動に意欲のある外国人を県の地域おこし協力隊として採用し、グローバルな視点での地域振興に取り組んでいただくなど、徳島での活躍の場を提供し、ひいては、県内での定着までを目指す経費として3,950万円を計上いたしております。

す。

次に、計画調査費の摘要欄①のア、すだちくん「とくしま魅力」発信事業では、すだちくんを活用した本県のブランドイメージの一層の深化を図るため、積極的なプロモーションを展開する経費として1,400万円を計上いたしております。

次に、摘要欄③のイ、「AWA TURN」躍進プロジェクトでは、若者目線での情報発信による若者の定着、Uターンの促進、東京移住相談センターの機能拡充や定住に向けた支援体制の強化等に取り組む経費として5,000万円を計上いたしております。

さらに、ウ、徳島わくわく移住支援事業では、東京圏からのU I Jターンの促進による県内就業や起業の促進を図るため、移住に伴う経済的負担を軽減する経費として2,650万円を計上いたしております。

その下、エ「新未来の消費者行政・実装フィールドへ！」本社機能移転促進事業では、公益社団法人消費者関連専門家会議や首都圏企業等とのネットワークの強化・拡大により、企業の本社機能の徳島移転につなげる経費として400万円を計上いたしております。

さらに、その下、オ、集落再生「とくしまモデル」魅力発信事業では、とくしま創生アワードや、とくしま集落再生表彰等の経費として540万円を計上いたしております。

13ページを御覧ください。

上から3段目の地域振興対策費につきましては、過疎地域や離島などの振興を図る経費を計上いたしております。

その下の選挙管理委員会費以降は、選挙に係る事務的経費であり、下から2段目の選挙啓発費の摘要欄①のア、選挙へGO！啓発はぐくみ事業では、子供の頃から有権者意識を育み親子で選挙について考える機会の創出に役立てる、選挙啓発絵本の作成経費など200万円を計上いたしております。

14ページにまたがりませんが、以上、地方創生局の予算総額は、合計欄に記載のとおり37億1,086万円となっております。

最後に、その下段、市町村課所管の市町村振興資金貸付金特別会計では、市町村振興資金貸付金といたしまして23億2,776万6,000円を計上いたしております。

続きまして、15ページを御覧ください。

債務負担行為についてでございます。

上段、県立総合大学校本部の奨学金返還支援費に係る補助金につきまして、平成31年度から平成49年度までの債務負担行為限度額2億4,000万円の設定を、また下段、市町村課の住民基本台帳ネットワークシステム電子計算機等賃貸借契約につきましては、平成32年度から平成36年度までの債務負担行為限度額2,024万1,000円の設定を、それぞれお願いするものでございます。

16ページをお開きください。

その他の議案等として、2点提出を予定しております。

まず、(1) 条例案でございますが、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律において、工業標準化法の一部が改正され、日本工業規格が日本産業規格に改められたことに伴い、所用の整理を行うものです。

次に、(2) 公平委員会の事務の受託に関する協議についてでございますが、関西広域

連合から、地方自治法の規定に基づき、現在、鳥取県が行っている公平委員会の事務を来年度からの2年間、本県に委託したい旨の申出があり、これを受託することについて地方自治法の規定により、議決をお願いするものでございます。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

引き続きまして、この際、3点御報告申し上げます。

1点目は、徳島県過疎地域自立促進計画（平成31年度版）案についてでございます。

お手元に、関係資料、資料1及び資料2を配付させていただいておりますが、資料1の概要版で御説明させていただきます。

まず、1の概要でございますが、この計画は過疎地域自立促進特別措置法に基づき定めるもので、計画の推進に当たっては毎年度、見直しを行うこととしていることから、この度、平成31年度当初予算案の事業を追加するなど計画の見直しを行い、過疎対策の充実を目指すものであります。

2の今回追加した主な事業では、施策体系ごとに追加予定事業を記載させていただいております。

今後とも全庁挙げて、また市町村と一体となり、過疎対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、徳島県過疎対策研究会の開催についてでございます。

お手元の資料3、「徳島県過疎対策研究会」の設置についてを御覧ください。

現行の過疎法が平成33年3月末に期限を迎えることを見据え、新たな過疎対策の在り方についての議論を深め、国への提言を行うため、本年1月25日に知事を会長とし、過疎関係14市町村長、学識経験者、有識者からなる徳島県過疎対策研究会を設置し、同日、第1回の研究会を開催いたしました。

今後、研究会の下に設置した部会において、現場をよく知る実務担当者及び有識者により、課題整理の上、新たな対策について検討を深めるとともに、県議会での御議論を頂きながら報告書を取りまとめ、国での議論への反映につなげてまいりたいと考えております。

最後に3点目は、本県において実施しております、統計調査の概要についてであります。

お手元の資料4を御覧ください。

本県におきましては、1、統計調査として（1）から（3）にありますように、大きく三つの類型で統計調査を実施いたしております。

このうち、（1）国が行っている基幹統計に関しましては、全56調査のうち、県への法定受託事務として、先ほど平成31年度当初予算案で御説明いたしました、経済センサス、農林業センサスをはじめ、合計31調査を実施しております。

次に今回、国における不適切な統計調査の端緒となりました項目2として記載させていただいております、毎月勤労統計調査についてでございます。

この調査は、雇用、給与及び労働時間について、毎月の全国的変動を明らかにするための国の基幹統計であり、県におきましては、法定受託事務として国から示された調査対象事業所名簿に基づき調査を行い、毎月、国に報告を行っております。

最後に、項目3といたしまして、毎月勤労統計調査の不適切調査によって、本県におい

ても影響の可能性がある統計として、県民経済計算について記載をいたしております。

加工統計である当該調査については、内閣府から示される関係指標を基に作成し、県で公表するとともに、内閣府へも報告を行っております。

今年度は、平成28年度分の公表を1月末頃に予定しておりましたが、去る1月16日、内閣府から、提供した関係指標に修正が生じる可能性があること、修正の有無は今後通知すること、修正がある場合はこれを反映した上で県民経済計算を作成し内閣府へ報告することとの連絡を受けているところであり、現時点では、具体的な予定等は示されておらず、平成28年度分の公表につきましても保留としているところであります。

提出予定案件及び報告事項の説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

喜多委員長

次に、関西広域連合議会議員の中山委員から、関西広域連合議会の活動状況について、報告を受けたいと思います。

#### 【報告事項】

##### ○ 関西広域連合議会について

中山委員

それでは、前回の報告に引き続き、関西広域連合議会の活動について、その概要を報告いたします。

一つ目は、1月12日に関西広域連合本部において開催されました、第34回総務常任委員会についてであります。

まず、理事者から、平成31年度主要事業案について説明が行われ、これに対し委員からは、広域産業振興における人材の確保・育成について、広域防災における広域避難訓練について、広域医療における対前年比予算の減額理由についてなどの質疑がなされました。

次に、平成31年度から毒物劇物取扱者試験及び登録販売者試験の資格試験業務を関西広域連合にて新たに実施することに伴う、関西広域連合附属機関設置条例等の改正案についての説明と、第100回関西広域連合委員会の概要、市町村との意見交換会の概要、第14回広域行政の在り方検討会の開催結果についての報告がなされました。

二つ目は、1月19日に鳥取県立中央病院において開催されました、第14回防災医療常任委員会についてであります。

午前中、鳥取県立中央病院長から病院の概要について説明がなされた後、病院内を視察、午後から、広域医療の取組について理事者から説明が行われ、委員からは、ICTを活用した次世代医療の導入促進について、ドクターヘリ運航における現場の声について、災害医療コーディネーターの養成状況についてなどの質疑がなされました。

報告は、以上であります。

喜多委員長

関連して、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思いま

す。

【報告事項】

- 関西広域連合委員会について（資料5）

山本政策創造部長

関西広域連合委員会に関しまして、御報告をさせていただきます。

お手元の資料5を御覧ください。

本年度11月議会における御報告後、12月25日から1月24日までの間に計2回の委員会が開催されており、各回で協議がなされました主な事項につきまして、御説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

昨年12月25日、第100回委員会では、消費者行政新未来創造オフィスの取組が主要議題となり、消費者庁の高田政策立案統括審議官から、お手元の資料に沿って報告の後、出席委員との意見交換が行われました。

次に、12ページを御覧ください。

関西広域連合協議会大学生等との意見交換会の開催結果についてでございます。

昨年の12月1日に滋賀県草津市において、「人口減少社会を克服するため、男女がともに活躍できる社会・関西について」をテーマとし、関西広域連合管内の10大学11チームから提案発表が行われ、四国大学短期大学部阿波G i r l sチームが最優秀賞を受賞したとの報告がありました。

次に、17ページを御覧ください。

消費者庁等の全面的移転の実現をはじめとした政府関係機関の関西への移転推進に関して、昨年12月14日に、飯泉知事が関西広域連合を代表して、消費者庁の岡村長官、公明党の石田政調会長などに緊急の申入れを行ったことについての報告がありました。

最後に、21ページを御覧ください。

本年1月24日、第101回委員会では、今後の広域行政の在り方について議論がなされております。

関西広域連合に設置いたしております有識者会議、広域行政のあり方検討会の座長、新川同志社大学大学院教授から、お手元の資料に基づき検討内容が報告された後、検討会委員と連合委員会委員との間で意見交換が行われました。

関西広域連合委員会に関する御報告は、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

喜多委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

樫本委員

ただいま山本部長から、徳島県過疎地域自立促進計画（平成31年度版）案の概要について、平成31年度に実施しようとする新たな事業を追加するなど、計画の見直しを行い、過疎対策の充実強化を図るものと御説明を頂きました。

現行の過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法というのは、平成12年の制定後2回の改正・延長が行われて、その結果、法の期限が平成32年度ということになってございます。この間、過疎法によって特別な支援を行う事業と、平成27年度から安倍政権では、まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、つまり地方創生がスタートいたしました。

地方創生と過疎対策は、ほとんど変わらない。この概念については、共通点がたくさんあって同じように思っているのですが、過疎対策と地方創生、並行して事業が行われておりますが、どのように整理・区別し、そして政策を推進しているのか簡潔に御説明願いたいと思います。

#### 尾崎地域振興課長

過疎対策と地方創生、この二つの整理についてでございます。

根拠となりますそれぞれの法律におきまして、まず過疎対策につきましては、著しい人口減少に伴いまして地域の活力が低下し、生産機能、生活環境が他の地域と比べて遅れている地域に対しまして、総合的な対策により地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、地域格差の是正を図ることを目的といたしております。つまり、格差是正と地域の自立促進を目指してございまして、そのためにインフラ整備や住民サービスへの支援が行われてまいりました。

一方、地方創生につきましては、人口減少の克服と東京一極集中の是正によりまして、将来にわたり活力ある日本社会を維持することを目的としてございまして、地域社会を担う人材の育成、移住、Uターン、若者の定住支援や就業機会の創出、結婚・出産の環境整備など、人に焦点を当てました政策が中心となっております。

委員お話しのように、この二つの取組については非常に似ているところがございまして、本県におきましては、過疎対策や地域活性化を先導してきました、とくしま集落再生プロジェクトをvs東京「とくしま回帰」総合戦略の根幹の一つとして位置付け、推進しているところでございます。

#### 樫本委員

今、説明されたのですが、もうほとんど変わらないですよ。別々にやられているというのは非常に無駄があるのではないかと、このあたりで、もうそろそろ一緒になって考えていくべきではないかと思うのでありますが、大体、両方とも定義にあるのは人口問題です。いわゆる農村部から都市部への一極集中、人口の移動で地方が疲弊をする、そしていろんなインフラも遅れる、だから余計に都市部へ流出する、魅力が段々なくなる、高齢化が進む。こういうことで過疎対策ができて、今に至っては、地方に仕事を作ろう、若者が定住できるようにしようと地方創生、まち・ひと・しごとということになってきた。これは、よく連動してつながっているんです。

このあたりで、新たな過疎法においては地方創生の観点もしっかりと盛り込んで、無駄のないように一体的に推進するように国に提言していくべきだと、これは徳島県からの政



策提言の一つにしっかりと定着させて、大きな声で言っていただきたい。本当に、地方創生ができるように過疎対策もできるように、過疎地であってもそれなりの行政サービスが受けられるように、そして若い人も高齢者も男性も女性もみんな輝いて生活できるような環境になるように是非一体的に取り組んでいただけるよう、政策提言としてまとめて国にアピールするべきだと思っているところですが、部長の見解を伺いたい。

#### 山本政策創造部長

今日は私のほうから、過疎対策の今後の取組について御報告をさせていただいたわけですが、樫本委員から、過疎対策と地方創生の取組を一体的に取り組んでいくべきではないかというようなお話、御提言を頂いたかと思えます。

確かに、御承知のとおりでございますけれども、過疎対策と地方創生の取組、今日的な課題といたしましては、いずれも根底にありますのは日本社会全体がこれまでに経験したことのない人口減少社会になっている、迎えている、そこに大きな時代潮流がどちらにも底辺としてあるものと、このように考えているところでございます。

これまでの過疎対策の経緯も委員からお話しいただいたわけでございますけれども、もともとの発端といたしましては、当時は人口が増加する中での地域偏在、いわゆる過疎・過密が社会問題となっていた時代という中で、国土の均衡ある発展を座標軸として、過疎対策が捉えられていたということだと思えます。その後、数次にわたる法改正も行われておりまして、過疎対策の問題は根本的には変わってないと思えますけれども、捉え方も時代の変遷によって微妙に変わる中で、現行におきましては名称もそうなおりますけれども、地域の自立促進を支援するというような形で現在に至っているわけでございます。

これからの過疎対策をどう考えていくかということにおきましては、委員からもお話しいただきましたように、人口という要素での社会の前提がこれまでと大きく異なってきたという形の中で、これまでの延長線上では論じられない新しい発想や視点・概念が必要ではないかと、私自身もそのように感じているところでございます。

先ほど御報告させていただいた徳島県過疎対策研究会の第1回研究会に先般、私自身も参加させていただき、いみじくも委員の一人から、地方創生の視点も含めて研究会でもやっていくべきではないかというような御意見も頂いてるところでございまして、正に樫本委員から御指摘いただいた点は、軌を一にするような御意見だったと受け止めているところでございます。

今後、先ほども御報告しましたように部会を中心としまして、有識者の皆さんに議論を深めていただくわけでございますけれども、今日の質疑の状況、委員からの御提案も反映する形で、地方創生の視点も含めた新しい過疎対策のあるべき方向性につきまして、道筋を見いだしていきたい、それに対して提言をしていきたいというような形で議論が深められればと思っております。これからも節目節目で議会に御報告し、御論議を頂きながら、そうした形の意見集約、新次元の過疎対策が徳島から提言できますよう頑張りたいと思っておりますので、御指導よろしく申し上げます。

#### 樫本委員

是非、頑張っていたいただきたい。徳島から声を上げていただきたいと思えます。

それから、もう1点、平成31年度政策創造部主要施策の概要の2番でございますが、真の分権型社会の実現と広域行政の着実な推進として、広域行政、関西広域連合において、本県は広域医療などの広域事務を担当しているということで、中でも特に有名なのは、ドクターヘリの運営については本県がリードしているわけです。

過日、この委員会の中でも二、三人が私と出席していましたが、看護師の皆さんの会合に呼ばれまして意見交換会をいたしました。その時に、やはり看護の現場、医療の現場におけるマンパワー不足、それから食の改善というお話がございました。

そういったことも興味を持っていたので、11月定例会の質問においても地域包括ケアシステム、これは地域の医療を担うこれからの姿、スタイルですが、私はこれができないというふうに思っております。徳島市周辺はできるかも分かりませんが、県中央部から西に行くと、診療所の先生がどんどん高齢化して、段々と診療所が閉設するということになっている。背景を見てみると、ほとんどの診療所の医師の子供は医師になっていて、都市部の大きい病院、施設が新しく医療機器も整った働きやすい環境の、魅力ある所へ流出しているわけです。徳島県で養成した医師が都市部に流出していて、看護師も一緒です。徳島の看護師不足ということが15年、20年前から議論して、議会でも四国大学や徳島文理大学に養成所を作っていただきました。たくさん養成しているはずなのに、徳島県には定着しないで流出して、看護師もなかなか雇えない。だから、病院も建て替えて、看護師の皆さんにも職場環境やハード的にも良い場所を提供して、そして看護師の取り合い、抜き合いをして何とか今やっている。ここもやはり、都市部への流出を防いでほしい。若い看護師が徳島でいられるような状況を作ってほしいということなんです。

これは、やはり関西広域連合で徳島がリードしてほしい。関西広域連合の中にも過疎があります、和歌山も徳島も鳥取も、恐らく奈良もそうでしょう。こういう過疎と都市部の二つに中身はなっています。100万都市が、京都、大阪、神戸となって、徳島の医療従事者はその都市へ取られているんですよ。これを、やはり関西広域連合の中で調整できる、機能分担する、そういう仕組み作りを関西広域連合の中で事務として入れてもらえないのですか。これは広域的課題ですよ、どうでしょうか。

#### 加藤広域行政課長

ただいま樫本委員から、医師不足・看護師不足ということで、多くは都市部に流出してしまうのではないかと、それを例えば、関西広域連合管内で補い合うといたしますか、中で補完できるような仕組みは作れないのかといった御質問かと思えます。

まず、おさらい的に、今、広域医療として取り組んでいる内容は、そういった意味では広域的に補完しあうという意味で、救急医療体制を充実させていると、そこがドクターヘリの運航でありますとか、運航に係るいろいろな医療従事者の研修、あと災害時における広域的バックアップが必要というところでの広域医療体制の強化を中心に取り組んでいただいております。

関西広域連合議会でも、そういった医師不足といった課題についての質疑等もある中で、今のところは広域医療としては、救急医療や災害時医療の取組がなされているところでございますので、今回頂いたような点について、保健福祉部のほうにも十分お伝えをした中で、今後どういった検討ができるのか、広域連合の中でも検討するといったところを

保健福祉部と連携しながら、話をしてみたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

#### 樫本委員

県では、医療政策ではこういうことを言うんです。ドクターバンク制度があつて、そこでいろいろ要請があれば、あっ旋して配分しているという話、そんなの絶対できてない。これは、広域にすると機能すると思う。徳島県だけでは、なかなか機能しない。広域で取り組む課題だと思しますので、是非、ドクターバンクの制度も関西広域連合の中で、大きな組織で融通しあう、補完しあう。こういう仕組みを是非、徳島から発信していただきたい。よろしくお願いいたします。

#### 黒崎委員

徳島県の統計調査の概要という資料が出ております。この統計調査については、基幹統計と法定受託事務というのがあつて、基幹統計の56調査中の31調査が、県への法定受託事務として行われるということによろしいのでしょうか。

#### 佐光統計データ課長

黒崎委員がおっしゃったとおり、国で実施しております56の基幹統計のうち、都道府県で事務を実施するようになっておりますのが31調査の統計で、これにつきましては、統計法の地方公共団体へその事務を行わせることができるという規定に基づいて実施しているものでございます。

#### 黒崎委員

この度、問題になっております毎月勤労統計調査は、東京都内の第一種事業所のうち、全数調査すべきものを抽出調査していたなど、不適切な調査が行われたと書かれております。この調査は、基幹統計なのでしょうか。それとも、各都道府県への法定受託事務として行われたものなのでしょうか、どちらですか。

#### 佐光統計データ課長

毎月勤労統計調査につきましては、国の実施しております基幹統計でございます。私の説明が不足しておりましたかも分かりませんが、この基幹統計の事務は県で実施しており、この事務につきましては、法定受託事務でございます。

（「だから、東京都内のはどちらですかと聞いている」と言う者あり）

基幹統計であり、かつ都道府県への法定受託事務でございます。

#### 黒崎委員

だから、都道府県への法定受託事務ということですね。この不適切な調査は、国がやれと言ってやったのか、あるいは東京都がやったのか、それは今後の調査でというふうなことです。そういう意味で、現時点において、内閣府から修正の有無、今後の予定等は示されていないため、平成28年度分の公表を保留しているというふうなことになるの

でしょうか、どうなのでしょう。

佐光統計データ課長

ただいま御質問いただきました、内閣府からの通知等でまだ今後の予定が示されていないというものにつきましては、本県のほうで加工統計として作成しております県民経済計算を、内閣府から関係指標の修正の有無が示されていないため現在保留にしているものでございます。毎月勤労統計調査の過去のデータが再集計されていないという影響によって、内閣府のほうで関係指標の修正等が十分できていないというようなことにつながっているものと思われま。

黒崎委員

統計についてはいろんな統計があるんだと、この度、初めて認識しました。我々も代表質問や一般質問するとき、国の統計を基にして人口統計であったり、いろんな統計を基にして質問するわけで、もちろん県政もですけど、やはり統計というのは正しいものでなければ、地方も間違ってしまうということになります。もう一つ、法定受託事務というのがあって、国が本来やるべきものを都道府県が引き受けて代わりにやるというふうなことについても、そんなシステムがあるのかということでございます。

何でこんなことを言っているのかといえば、徳島県はそんなことはないと思うんですけど、統計で規模500人以上のところを全部調査するとなったら大変なので、これぐらいでいいみたいなことはないですね。そんなことを徳島県がやるというようなことはないですね、まずそれを確認します。

佐光統計データ課長

毎月勤労統計調査をはじめとする基幹統計に関して、県は地方の統計組織としての位置付けをされているところでございまして、各省庁の基幹統計調査を実施しております。実施に当たりましては、各省庁で調査方法が定められておりまして、これに従って、また所管省庁等の審査も受けながら事務処理を行うこととしております。

こうしたことから、本県におきましては、各省庁の定めた調査方法に従って適正に実施しているところでございます。

黒崎委員

定めた形によってやっているということなので、安心しました。徳島県は、そんなこと絶対ないんだと思います。

現在、県民経済計算の平成28年度分の公表を保留しているということですが、これは、いつ頃公表されるようなことになりそうですか。

佐光統計データ課長

県民経済計算の推計に当たりまして内閣府からは、去る1月16日に毎月勤労統計調査の再集計の公表を受け、これまで都道府県に提供していた関係指標に修正が生じる可能性があるという御連絡を頂いております。先ほど部長からも報告させていただきましたよう

に、現状では国からは具体的な予定等は示されていないという状況ですので、これを待つてからの公表になるということで、現在、公表の見通しにつきましては十分立っていない現状でございます。

#### 黒崎委員

事情は分かりました。これについては公表され次第、徳島県も更にそれを活用してということになるのでしょうか、まだ分からないということなので我々も待つしかないということですね、分かりました。少なくとも徳島県においては、そんなことは絶対ないという確認が取れましたので、それはそれで良かったと思います。

#### 喜多委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、政策創造部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（14時15分）